

## 資料 4

### 諮詢事項

福岡県廃棄物処理計画の策定について

1 廃 第 号  
令 和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事  
(環境部廃棄物対策課)

### 福岡県廃棄物処理計画の策定について(諮問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第3項の規定により、下記のとおり福岡県廃棄物処理計画の策定について諮問します。

#### 記

#### 1 諒問の要旨

本県では、平成28年3月に福岡県廃棄物処理計画(以下、「現計画」という。)を策定し、廃棄物の発生抑制、適正処理の確保等に取り組んできました。

現計画の期間が令和2年度末で終了することから、現計画策定後の廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理に関する基本方針の変更、廃棄物処理状況の変化などの動向を踏まえ、令和3年度以降の本県における廃棄物の処理について、次のような事項を内容とする計画を定めるため、貴審議会の意見を求めるものです。

#### 2 計画の内容

- (1) 基本的事項
- (2) 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況
- (3) 廃棄物処理の課題及び基本方針
- (4) 目標の設定
- (5) 各主体の役割及び連携
- (6) 主要施策
- (7) 進捗管理

以上

## 福岡県廃棄物処理計画の策定について

### 1 趣旨

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、國の基本方針に即して定めている法定計画である。

計画期間の末日が迫っているため、廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理に関する基本方針の変更などの動向を踏まえ、新計画を策定する。

(廃棄物処理計画の経緯)

平成12年 廃棄物処理法の改正 → 都道府県に廃棄物処理計画策定の義務

平成14年 福岡県廃棄物処理計画の策定（以降、概ね5年毎に策定）

～

平成28年 第4次福岡県廃棄物処理計画の策定

### 2 計画の期間

令和3年度～令和7年度（現計画 平成28年度～令和2年度）

### 3 計画の構成案

第1章 基本的事項（位置付け、期間及び対象）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

（廃棄物の排出・処理及び処理施設の現状等）

第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針

第4章 目標の設定

（排出量・再生利用率・最終処分量の減量化目標の設定）

第5章 各主体の役割及び連携

第6章 主要施策

　　第1節 循環型社会の構築

　　第2節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

　　第3節 災害廃棄物の適正処理

第7章 進捗管理

資料編

### 4 今後のスケジュール（案）

- 専門委員会による審議（令和2年4月～）
- 市町村への意見照会（令和2年12月）
- パブリックコメント（令和2年12月）
- 福岡県環境審議会での答申案の審議：令和3年2月
- 福岡県環境審議会による答申
- 答申に基づく計画案の修正、計画の決定：令和3年3月

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

### （都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならぬ。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
  - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
  - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（都道府県廃棄物処理計画）

第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。
  - イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
  - ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標
  - ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
  - ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
  - イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
  - ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
  - イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
  - ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- 五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。
  - イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
  - ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
  - ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項